



「議案会第17号 豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例」に関し、議決の取消しを求める訴えを名古屋地方裁判所に提起しました。

令和7年1月29日の1月市議会臨時会での「議案会第17号 豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例」(以下、「本件議案」という。)の再度の議決に対し、地方自治法(以下、「法」という。)第176条第5項の規定に基づき、議決を取り消すよう審査申立て(以下、「本件申立て」という。)を行いました。3月31日に愛知県知事より棄却と裁定されました。

そこで、豊橋市長は、本日、法第176条第7項の規定に基づき、議決の取消しを求める訴えを名古屋地方裁判所に提起しました。

## 1、経緯

- (1) 12月市議会定例会最終日の令和6年12月26日に本件議案が議員により提案され、審議の結果、可決されました。
- (2) 豊橋市長は12月26日の議会の議決がその権限を越え又は法令に違反すると認め、法第176条第4項の規定に基づき、本件議案の議決を再議に付すため、令和7年1月14日付けで再議書を豊橋市議会議長に送付しました。
- (3) 1月29日の1月市議会臨時会にて、本件議案は修正されることなく再度可決されました。
- (4) 豊橋市長は議会の議決がなおその権限を越え又は法令に違反すると認め、法第176条第5項の規定に基づき、2月18日に愛知県知事に対し、本件申立てを行いました。
- (5) 本件申立ては、3月31日の愛知県知事による裁定にて、棄却されました。

## 2、主張の骨子

契約を解除する権限は、専ら長の権限に属し、事柄の性質上当然に長の権限と解さざるを得ない事項であるから、議会の議決すべきものとして条例で定めることはできない。そのため、本件議案は、地方自治法第96条第2項に違反するから、再議決は、なお議会の権限を超え又は法令に違反する。

議会による本件議案に係る議決は、その内容の適否の実体的判断について、裁量権

の行使に逸脱又は濫用があるため違法である。そのため、本件議案は、再議に付したとしても、民主的かつ実効的な行政運営の確保という地方自治法の趣旨に反する状態であるから、再議決は、なお議会の権限を超え又は法令に違反する。

### 3、その他

訴状については、後日豊橋市役所東館1階の「じょうほうひろば」での公表を予定しています。